

平成27年度

第5回いわき市教育委員会会議録

平成27年8月26日（水）

第 5 回 教 育 委 員 会 記 録

- 1 開会年月日 平成27年 8 月 26 日(水) 午後 3 時 45 分
- 2 開催場所 教育委員室
- 3 出席委員 教育長 吉 田 尚
 教育長職務代理者 馬 目 順 一
 委 員 蛭 田 優 子
 委 員 山 本 もと子
 委 員 根 本 紀太郎
- 4 欠席委員 な し
- 5 説明のために出席した者の氏名
 教育部長 増 子 裕 昭
 教育部次長兼総合調整担当 鈴 木 隆
 学校教育推進室長 松 岡 勇 雄
 中央公民館長 草 野 瓦
 いわき総合図書館長 夏 井 芳 徳
 美術館長 佐々木 吉 晴
 教育政策課長 松 島 良 一
 教育政策課教育施設整備室長 猪 狩 孝 悟
 生涯学習課長 高 田 悟
 文化・スポーツ課長 鈴 木 庄 寿 仁
 学校教育推進室学校教育課長 草 野 宣
 学校教育推進室学校支援課長 長谷川 政 和 美
 総合教育センター所長 鈴 木 晃 彦
 教育政策課長補佐 金 成 地 克 宏
 教育政策課教育施設整備室主幹兼室長補佐 引 地 健 一
 教育政策課教育施設整備室主任専門技術員 鏝 原 良 基
 生涯学習課長補佐 藤 原 美 紀
 文化・スポーツ課長補佐 篠 原 征 浩
 文化・スポーツ課長補佐兼文化振興係長 久 野 則 子
 学校教育推進室学校教育課長補佐 太 則 子
 学校教育推進室学校支援課主幹兼課長補佐 柴 藪 聡
 学校教育推進室学校教育課管理主事 猪 狩 照 良
- 6 書 記 教育政策課主任主査兼総務係長 草 野 康 弘
- 7 閉 会 午後 5 時 15 分

会議の概要

教育長 ただいまより平成27年度第5回いわき市教育委員会を開催いたします。

欠席委員の通告はありません。書記には草野主任主査兼総務係長を任命します。会期は本日限りとします。議事録への署名は、本日出席された委員の皆様をお願いします。

教育長の報告(1)平成27年度9月補正予算について、文化・スポーツ課長をお願いします。

文化・スポーツ課長 教育長の報告(1)平成27年度9月補正予算について説明申し上げます。資料1ページ、平成27年度9月補正予算歳入歳出予算総括表をお開きください。

はじめに歳入でございますが、文化・スポーツ課のみでございます。補正額が5万6,000円、補正後の額が6億9,753万4,000円でございます。合計が補正額5万6,000円、補正後の額が63億9,923万円でございます。

次に歳出でございますが、文化・スポーツ課の補正額が5万6,000円、補正後の額が28億3,391万7,000円、合計が補正額5万6,000円、補正後の額が169億3,626万1,000円でございます。

続いて2ページ、平成27年度9月補正予算一覧表の歳入内訳をお開きください。文化振興基金寄附金が5万6,000円、こちらは七山文化連盟から文化振興基金へ寄附があったことによる補正でございます。続いて3ページ、平成27年度9月補正予算一覧表の歳出内訳をお開きください。ただいま、歳入の項目で説明いたしました文化振興基金への寄附があったことから、基金に積み立てるため所要額の補正を行うものでございます。説明は以上でございます。

教育長 ただいまの説明に対して、質問ございますか。

委 員 七山というのは、唐津市の地名なのでしょうか。

文化・スポーツ課長 佐賀県唐津市の地名です。

教育長 ほかにございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

教育長 なければ、次に移らせていただきます。

教育長の報告(2)平成26年度いわき市一般会計歳入歳出決算について、教育政策課長をお願いします。

教育政策課長 平成26年度いわき市一般会計歳入歳出決算について、説明申し上げます。

別紙資料の1ページ、平成26年度教育委員会歳入決算額一覧表をお開きください。決算の説明につきましては、まず、私から一括して概要をご説明差し上げたのち、委員の皆さまから質問をお受けしたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

なお、細かい数値につきましては、説明を省略させていただきますので、お手元の資料によりご確認願います。

それでは、はじめに、歳入決算についてご説明申し上げます。

資料1ページをお開きください。

13款「使用料及び手数料」につきましては、市立幼稚園の授業料のほか、体育施設等の施設使用料などとなっております。

14款「国庫支出金」及び21款「市債」につきましては、学校施設等の耐震化や災害復旧事業の財源となる国庫支出金及び市債などとなっております。

15款「県支出金」につきましては、被災した幼児、児童及び生徒に係る就園・就学支援事業に対する県補助金などとなっております。

17款「寄附金」につきましては、教育先進都市づくり基金等、各基金に対する寄附金となっております。

20款「諸収入」につきましては、学校給食納付金のほか、奨学資金貸付金の元金収入や田人小・中学校の校長住宅移転に係る補償金などとなっております。

以上、歳入決算につきまして、表の最下段をご覧くださいますと、合計として、予算現額 61億9,447万8,200円に対し、調定額 52億9,754万1,290円、収入済額 46億4,045万1,583円となっており、収入率は、87.6%となっております。

次に、歳出決算についてご説明申し上げます。資料2ページをお開きください。

歳出決算につきましては、9款 消防費、10款 教育費、11款 災害復旧費の3款でございまして、はじめに、9款「消防費」でございまして。

内容につきましては、小学校4校、中学校1校、市立幼稚園1園、その他文化施設等の除染に要する経費となっております。

次に、10款「教育費」でございまして。

内容につきましては、歳出の「項」ごとに主な事業をご説明申し上げます。

はじめに、1項「教育総務費」でございまして。

3目「教育指導費」につきましては、コンピュータ教育事業として、小中学校における授業用コンピュータの児童生徒1人1台体制に係る経費、語学指導外国青年招致事業として、小中学校及び幼稚園への外国語指導助手（ALT）22名の派遣に要する経費、

4目「総合教育センター費」につきましては、教育相談事業として、いじめや不登校、心身の発達の遅れなどに関する相談員の配置に要する経費、不登校対策事業として、不登校の児童生徒を対象とした適応指導教室である市内4か所の「チャレンジホーム」の開設・運営に要する経費、

5目「育英事業費」につきましては、奨学資金貸付金として、継続56名、新規13名に対する奨学資金の貸付に要する経費、

資料3ページへ進みまして、6目「私立学校振興費」につきましては、私立幼稚園就園奨励費補助金として、私立幼稚園が行なった、3,657名分の授業料減免に係る補助に要する経費、私立幼稚園運営費補助金として、市内37園の私立幼稚園の健全な発展と振興を図るための補助に要する経費となっております。

次に、2項「小学校費」でございます。小学校の管理運営に要する経費や要保護・準要保護児童就学援助費として、経済的理由により就学困難とされる児童に対する学用品費や給食費等の助成に要する経費のほか、校舎地震補強事業として、平第五小学校外10校の地震補強工事、鹿島小学校外5校の地震補強工事設計委託等に要する経費、屋内運動場地震補強事業として、平第四小学校外4校の地震補強工事、渡辺小学校外7校の地震補強工事設計委託に要する経費となっております。

資料4ページへ進みまして、

3項「中学校費」につきましては、中学校の管理運営に要する経費や要保護・準要保護生徒就学援助費のほか、校舎地震補強事業として、玉川中学校外7校の地震補強工事、平第一中学校外6校の地震補強工事設計委託に要する経費、校舎建設事業として、田人中学校の増築工事に要する経費、屋内運動場地震補強事業として、四倉中学校及び湯本第一中学校の地震補強工事、内郷第三中学校及び小白井中学校の地震補強工事設計委託に要する経費となっております。

次に、4項「幼稚園費」でございます。市立幼稚園の管理運営に要する経費のほか、園舎改修事業として、四倉第一幼稚園の園舎改築工事に要する経費となっております。

資料5ページへ進みまして、5項「社会教育費」につきましては、各社会教育施設の管理運営に要する経費のほか、2目「公民館費」につきましては、市立公民館耐震化事業として、小名浜、植田、四倉公民館の耐震補強工事、常磐公民館の耐震補強工事設計委託に要する経費、教育活動推進費として、市立公民館における市民講座の開催に要する経費、

5目「文化振興費」につきましては、文化振興基金育成事業等補助金として、芸術文化活動を行う一般・高校生への助成として、第37回吉野せい賞補助金など25件の補助に要する経費、

6目「文化財保護費」につきましては、文化財災害対策事業として、指定文化財の保存修理に係る助成として、専称寺本堂・総門解体修理など4件の補助に要する経費、出土遺物整理収蔵施設整備事業として、施設整備に係る設計委託、電気設備工事及び造成工事に要する経費、

8目「社会教育施設建設費」につきましては、被災した江名公民館の新築復旧工事等に要する経費となっております。

資料6ページへ進みまして、6項「保健体育費」につきましては、体育施設及び学校給食共同調理場等の管理運営に要する経費のほか、

2目「体育振興費」につきましては、競技スポーツ振興事業補助金として、競技力

の維持・向上を図るための各種助成に要する経費、

4目「給食施設費」及び5目「給食センター費」につきましては、放射性物質検査事業として、学校給食における食材の放射性物質検査の実施に要する経費、

6目「体育施設建設費」につきましては、体育施設太陽光発電設備等導入事業として、総合体育館外3施設における太陽光発電設備等の整備に要する経費、スポーツ交流促進施設整備事業として、様々なスポーツに利用できる多目的な運動場の整備に要する経費となっております。

次に、11款「災害復旧費」でございます。

内容につきましては、勿来学校給食共同調理場、豊間中学校及び泉中学校、永崎小学校及び賢沼における東日本大震災に係る災害復旧工事となっております。

最後に、表の最下段をご覧くださいますと歳出合計として、予算現額 168億1,083万5,786円に対し、支出済額 141億6,015万2,246円、翌年度繰越額 19億2,032万680円となっております、執行率は、84.2%となっております。

説明につきましては、以上でございます。

教育長 ただいまの説明に対して、質問ございますか。

委員 20款の諸収入で収入未済額7,200万円とあるのは、給食費の未払いと理解してよろしいでしょうか。

学校支援課長 給食費の収入未済額は、現年度分が299万2,082円で収納率が99.8%、過年度分は5,103万3,424円で、4.64%。収入未済額合計5,402万5,506円でございます。

学校教育課長 平成26年度末の奨学資金貸付金の収入未済額については、約1,700万円となっております。

委員 13款で収入未済額71万8,000円は何が影響しているのでしょうか。

教育長 右の欄の歳入項目に関する未収入ですが、色々なものがあって、合計するところの額になるということですね。

委員 歳出の5目の文化振興費で、文化振興基金育成事業等補助金25件とあるのは、先ほど説明のあった吉野せい賞の他は、どのようなものがありますでしょうか。

文化・スポーツ課長 一般の発表会や高校の総合文化祭やアンサンブルコンテスト等の派遣に係る対象経費の一部を補助しております。

教育長 そのほか、ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 なければ、次に移ります。教育長の報告(3)いわき市青少年問題協議会委員の委嘱について 生涯学習課長お願いします。

生涯学習課長 教育長の報告(3)いわき市青少年問題協議会委員の委嘱について申し上げます。

青少年問題協議会委員につきましては、地方青少年問題協議会法に基づき、青少年の非行防止や有害環境の浄化、青少年の健全育成を目的としまして、関係行政機関や関係団体等が集まりまして意見交換を行うために設置しております。条例に基づきまして、委員の人数は20名、任期は2年と定めておりますが、今回につきましては、委員のうち、関係行政機関の職員のうちあて職の者を除きまして、7月末日で任期が満了する学識経験者の委員11名につきましては、先般開催いたしました問題協議会におきまして、委嘱状を交付いたしましたことからご報告するものでございます。

任期につきましては、平成27年8月1日から平成29年7月31日までの2年間となっております。

説明は以上です。

教育長 ただいまの説明に対して、質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 なければ、7議事に入ります。議案第1号いわき市体育施設条例の改正について、文化・スポーツ課長お願いします。

文化・スポーツ課長 資料の7ページをお開きください。

議案第1号いわき市体育施設条例の改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、いわき市体育施設条例の一部を改正する条例について、次のとおり市長に原案を送付する。平成27年8月26日提出、いわき市教育委員会教育長。

改正要旨は、本市の子ども達の運動不足の解消や交流人口の拡大等を目的とした「新舞子多目的運動場」及び公益財団法人日本サッカー協会の支援による「新舞子フットボール場」の整備に伴い、隣接するいわき新舞子ハイツ体育施設（ヘルスプール、体育館、テニスコート）と一体的に体育施設としての位置付けを行うとともに、南部スタジアムの人工芝化に伴う使用料の改定を行い、勿来弓道場の休館日を第3日曜日から第3月曜日に変更する等、体育施設の休館日を整理するため、所要

の改正を行うものでございます。

主な改正の内容ですが、フットボール場と多目的運動場を新規施設として別表に追加いたします。

次に、既存の新舞子ハイツ体育施設の追加につきましては、これまで体育施設と宿泊施設を一体として管理してきたものですが、今年度の4月19日に再オープンしたヘルスプールの整備に当たり、文部科学省所管のこども元気復活交付金を活用したため、再開後は体育施設に位置付ける必要があることから、体育施設条例に追加するものがあります。

次に、使用料の改正につきましては、多目的スタジアムについて、従来、土のグラウンドでしたが、来年度開催予定のU15ワールドカップ野球大会が本市で開催されますが、主催者側から開催条件としまして、開催期間を短期間で抑えるため全面人工芝化の要請があり、人工芝化に伴い、付加価値が加わることとなることや将来の張替費用等を踏まえ、整備にかかった費用を使用料の算定に加えて再計算し、今回記載の金額に使用料を改めるものであります。

次に、新規施設の使用料の追加ですが、フットボール場、屋外照明、多目的運動場の使用料について新たに定めるものであります。

次に、休館日の改正ですが、総合体育館等につきましては、当初の条例の定めによりますと、振替休日のように休日が連続する場合、振り替えた日が休館日となり、利用希望者が多いにもかかわらず、条例上休館せざるを得なかったという不都合を解消するための改正であります。

説明は以上です。

教育長 ただいまの説明に対して、質問ございますか。

委員 14ページの新旧対照表で、改正前は、「国民の祝日に関する法律に規定する休日」としていたものを、改正後は、「休日」と省略していますが、なぜでしょうか。

次長 12ページの新旧対照表の改正後で、「国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）」と規定しているため、以後出てくる場合は、略称されることとなります。

委員 16ページの多目的スタジアムの料金が上がった理由をお願いします。

文化・スポーツ課長 体育施設につきましては、使用料算出の計算式がありまして、最初に投資した工事費や将来改修が必要となる減価償却費を計算するルールがあります。現在は土のグラウンドで、野球・サッカー・ゲートボール等に使用しております。

来年度U15野球ワールドカップ開催にあたって、開催期間を短期間に抑えるため、主催者側から全面人工芝化について要請があったものです。全面人工芝化により土の

グラウンドよりもかなり水はけがよくなり、機能が向上します。この全面人工芝の整備費が使用料の積算上減価償却、これは将来10年程度で全面張替が必要となりますので、これを踏まえて算定した料金となっております。

使用料金は高くなりますが、南部スタジアムは冬季間は内野部分に霜が毎日発生しまして、使用制限をして利用者に御理解いただきながら運営してきましたが、人工芝化により冬季間も利用に供することができるなどの効果があると考えております。

教育長 そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 なければ、議案第1号に関しては原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 それでは、議案第1号については原案のとおり可決いたします。

次に移ります。議案第2号いわき市コミュニティセンター条例の改正について、文化・スポーツ課長お願いします。

文化・スポーツ課長 資料8ページをお開きください。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、いわき市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について、次のとおり市長に原案を送付する。平成27年8月26日提出、いわき市教育委員会教育長。

いわき市内郷コミュニティセンターの休館日については、毎月第3月曜日とし、その日が休日にあたる場合にその翌日を休館日として振り替えておりますが、その日がさらに休日に該当する場合があることから、市民の利便性の向上を図るため、振替による休館日を平日とするため、所要の改正を行うものであります。

教育長 ただいまの説明に対しまして、質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 なければ、議案第2号については原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 それでは、議案第2号については原案のとおり可決いたします。

次に移ります。議案第3号いわき市立小学校及び中学校条例の改正について、学校支援課長お願いします。

学校支援課長 議案第3号いわき市立小学校及び中学校条例の改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、いわき市立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例について、次のとおり市長に原案を送付する。平成27年8月26日提出、いわき市教育委員会教育長。

改正の要旨ですが、東日本大震災により甚大な被害を受けた豊間中学校について、薄磯震災復興土地区画整理事業による当該中学校用地の処分に係る手続きに伴い、豊間中学校の位置を現在使用している豊間小学校の位置に改めるため、所要の改正を行うものでございます。

今回の条例改正につきましては、今回解体しました豊間中学校の敷地は、震災復興土地区画整理事業の区域内にあり、既に仮換地の指定を受けております。移転に先立ちまして不要となった旧校舎の用地を区画整理事業の施行者である都市復興推進課、観光振興課に普通財産として所管替えする必要があります。所管替えに当たり、条例上の位置を現在のままとすると、所管替えができないことから、条例改正が必要となったものです。

当初は、豊間小学校の西側に現在整備を進めている中学校の開校の目途が立った時点で条例改正を行う考えでしたが、今回改正する必要が出てきたものです。従いまして、今回条例改正して位置の改正を行います。さらに豊間中学校の開校の目途が立った時点でもう一度、新たな番地で条例改正を行うこととなりますので併せてご理解いただきたいと存じます。

説明は以上です。

教育長 ただいまの説明に対しまして、質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 なければ、議案第3号については原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 それでは、議案第3号については原案のとおり可決いたします。

次に移ります。議案第4号工事請負契約について（スポーツ交流促進施設（多目的運動場）屋外トイレ等新築工事）、文化・スポーツ課長お願いします。

文化・スポーツ課長 議案第4号工事請負契約について、地方教育行政の組織及び運営

に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、工事請負契約について、次のとおり市長に原案を送付する。平成 27 年 8 月 26 日提出、いわき市教育委員会教育長。

1 契約の目的 スポーツ交流促進施設（多目的運動場）屋外トイレ等新築工事、2 契約の方法 一般競争入札、3 契約金額 金262,440,000円、4 工期 議会の議決を経た日の翌日から平成28年3月31日まで、5 契約の相手方 山木工業株式会社。

主な内容としましては、新舞子多目的運動場の付帯設備に係る工事として、屋外トイレ2棟、東屋8棟、放送室1棟、倉庫4棟、水飲み場4箇所です。また、防球ネットにつきましては、周囲を10mの高さで囲い、下2mは防砂ネットを設置。バックネットは4箇所となります。

入札の結果1社の応札があり、落札率としては、98.7%となっております。

教育長 ただいまの説明に対しまして、質問ございますか。

委員 屋外トイレ2棟ということでしたが、便器数を教えてください。

文化・スポーツ課長 1棟当たり95㎡のものを整備予定として、男子トイレは、大便器3つ、小便器4つ。女子トイレは5つ。男女共同の多目的トイレが1つとなります。

教育長 そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 なければ、議案第4号に関しては原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 それでは、議案第4号については原案のとおり可決いたします。

次に移ります。議案第5号工事請負契約について（いわき市立豊間中学校校舎改築工
事）、学校支援課長お願いします。

学校支援課長 資料11ページをお開きください。

議案第5号工事請負契約について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、工事請負契約について、次のとおり市長に原案を送付する。平成27年8月26日提出、いわき市教育委員会教育長。

1 契約の目的 いわき市立豊間中学校校舎改築工事、2 契約の方法 一般競争入札、3 契約金額 金775,440,000円、4 工期 議会の議決を経た日の翌日から

平成29年3月31日まで、5契約の相手方 山木工業株式会社。

豊間中学校の改築につきましては、現在、豊間小学校西側に造成工事を行っており、1階に保育所、放課後児童クラブが入りまして、約3,000㎡の鉄筋コンクリート3階建ての校舎を整備する予定であります。

8月11日に仮契約を結びましたものを、1億5千万円を超える契約のため、議会の議決を受けるものであります。

教育長 ただいまの説明に対しまして、質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 なければ、議案第5号については原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 議案第5号については原案のとおり可決いたします。

次に移ります。議案第6号工事請負契約の変更について（平成23年災勿来学校給食共同調理場移転改築工事）について、学校支援課長お願いします。

学校支援課長 資料12ページをお開きください。

議案第6号工事請負契約の変更について、平成26年6月19日いわき市議会定例会において議決された平成23年災勿来学校給食共同調理場移転改築工事請負契約を変更するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、次のとおり市長に原案を送付する。平成27年8月26日提出、いわき市教育委員会教育長。

契約の内容、変更前の契約金額810,000,000円、変更後813,883,680円でございます。

これにつきましては、6月19日の契約日に係る起工日が平成26年4月1日でした。その時の労務資材単価は平成26年3月5日の単価に基づき算定したものです。その後、6月5日に契約課から通知があり、労務資材の単価の変更がありました。6月19日にこの契約を結んでおりますので、それ以前に変更がありましたので、最新単価に基づく契約の変更を行うものでございます。

教育長 ただいまの説明に対しまして、質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 なければ、議案第6号については原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 議案第6号については原案のとおり可決いたします。

次に移ります。議案第7号 財産取得（いわき市立勿来学校給食共同調理場給食用食器及び食缶）について、学校支援課長お願いします。

学校支援課長 資料13ページをお開きください。

議案第7号財産取得について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、財産取得について、次のとおり市長に原案を送付する。平成27年8月26日提出、いわき市教育委員会教育長。

1 取得物件の名称 いわき市立勿来学校給食共同調理場給食用食器及び食缶、2 数量 食器6品目計26,600個及び食缶6品目計690個、3 取得価格 金51,897,672円、4 取得の目的 学校給食用、5 取得の方法 指名競争入札による物件供給契約、6 納期 平成27年12月18日、7 物件の供給者 有限会社坪井商会。

こちらにつきましては、現在、いわき市南台に新たな勿来学校給食共同調理場の建設を行っておりまして、建物本体は完成しておりまして、内装の工事を行っているとところです。11月末竣工予定で、その後に納入いたします汁椀等の食器及び保温のできるおかず等を入れる食缶を取得するものでして、2,000万円を超える財産の取得につきましては、議会の議決が必要となりますことから、今般議案を提出するものであります。

教育長 ただいまの説明に対しまして、質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 なければ、議案第7号については原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 議案第7号については原案のとおり可決いたします。

次に移ります。議案第8号 いわき市学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について、学校支援課長お願いします。

学校支援課長 資料14ページをお開きください。

議案第8号 いわき市学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について、いわき市学校給食共同調理場条例(昭和42年いわき市条例第27号)第3条の規定に基づき、次の者をいわき市学校給食共同調理場運営委員会委員に委嘱する。平成27年8月26

日提出、いわき市教育委員会教育長。

委員は定数21名以内をもって構成すると条例に規定されておりますが、今回17名の方に委嘱するものであり、17名中新任の方が12名であります。

なお、昨年は委員18名でありましたが、農林水産省東北農政局いわき地域センターについては、国の機構改革に伴い、仙台の東北農政局で担うということで、廃止されるということで、推薦を辞退したいと申し出がありましたので、本年度は17名となっております。

この委員会につきましては、10月及び2月に給食や食育に関する議題について御協議をいただく予定です。

教育長 ただいまの説明に対しまして、質問ございますか。

委員 共同調理場に関わる委員会は、他にもあるのですか。

学校支援課長 本委員会のみでございます。

教育長 その他ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 なければ、議案第8号については原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 議案第8号については原案のとおり可決いたします。

次に移ります。8 その他に入ります。その他(1)専決処分の報告について(南部スタジアム改修工事)、文化・スポーツ課長お願いします。

文化・スポーツ課長 資料15ページをお開きください。

概要につきましては、一般競争入札で行いました南部スタジアム改修工事につきまして、当初予算で措置した外野部分のみの人工芝工事であれば6月議会に上程する予定でしたが、全面人工芝化することとしたことに伴い、そのための設計を再度行い、標準工期を確保しながら本年度内完成という必須の条件に関わりまして、迅速な整備を要したことから、9月定例会上程では年度内完成が難しいことが明確であったことから、8月11日付けで専決処分したものを地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして9月定例会で議会の承認を求めるものであります。

入札参加者は7社で落札率は98.0%でした。

教育長 ただいまの説明に対しまして、質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 なければ、次に移ります。

その他(2) 生徒会長サミット「韓国派遣」について、学校教育課長お願いします。

学校教育課長 資料16ページをお開きください。

「生徒会長サミット事業」におきましては、全体ミーティングやいわき志塾、国内外への派遣などを実施しているところです。国内派遣事業につきましては、8月3日から長崎派遣があり、今年度は、「非核平和都市宣言30周年記念事業」の冠がついて実施しました。ここでは、長崎市で開催されました世界子ども平和会議や小島（こしま）中学校で開催された平和集会へ参加するなど貴重な体験をするとともに充実したプレゼンテーションを行うことができました。いわきに戻った子どもたちの姿や解散式での言動から、成長の跡が見られました。また、8月29日（土）に開催される、非核平和都市宣言30周年記念事業で、参加メンバーが研修の成果を報告する予定です。

さて、海外派遣につきましては、これまでも毎年実施され、韓国、アメリカ、スイスに生徒を派遣してきました。

特に、韓国派遣につきましては、平成24年度から公益財団法人日韓文化交流基金が主催する訪韓研修に採用され、今年度も採用となり、4年連続の韓国派遣となります。

これまで韓国に派遣された生徒は、様々な文化体験を行ったり、名所旧跡を見学したりすることで、隣国を尊重し、自国を愛する心を強めるなど、グローバルな視野を身につけることができました。また、現地の中学校で1日交流を行ったり、日本や福島、いわきのことを発表したりすることで、語学の大切さを認識するとともに、自分の考えを積極的に表現できるような発信力やコミュニケーション能力を向上させることができました。

今年も、文化体験や現地中学校での学校生活体験、企業見学などを予定しています。このような同世代の学生との交流活動を通してリーダーシップの育成を図るとともに、いわきの将来像を見据えて、いわき市から世界へはばたく、いわき市を復興させる人材を育成してまいります。

なお、参加生徒につきましては中学生45名であります。サミットメンバー、いわき志塾参加者、これまでの派遣事業に参加した生徒、イングリッシュイマージョンキャンプに参加した生徒ということで、広く希望を募りまして、45名の参加希望となったところでございます。

教育長 ただいまの説明に対しまして、質問ございますか。

教育長 今回は、生徒会長サミットのメンバーだけでなく、いわき志塾等に参加した生徒にも門戸を広げております。さらに、MERSや北朝鮮情勢も心配されましたが、落ち着いたということで、安心して参加できるのではないかと思います。

委員 45名を多方面から募集したということですが、応募した方全員が行けるのか、あるいは絞り込みがあったのでしょうか。

学校教育課長 45名以上の希望がありましたが、希望したが途中で辞退する方もいましたので、その際は再度声かけをして参加者を募った経緯があります。

教育長 その他、ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 なければ、次に移ります。

その他(3)平成27年度学校給食における食育事業について、学校支援課長お願いします。

学校支援課長 平成27年度学校給食における食育事業についてですが、内容につきましては、委員の皆様よくご存じの内容でございますので、今回、改めてご報告させていただきましたのは、行事の日程がすべて固まりまして、後ほど、日程表をお渡ししますので、委員の皆様にご出席いただきたいと思います。

教育長 ただいまの説明に対しまして、質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 なければ、次に移ります。

その他(4)各種事業の開催について、文化・スポーツ課長お願いします。

文化・スポーツ課長 美術館企画展については、美術館長から説明していただきます。

美術館長 美術館から2つご報告させていただきます。一つ目は、「ニューアートシーン・イン・いわき 西成田(にしなりた)育男(いくお)更地(さらち)」の開催についてです。

西成田さんは、水戸にお住いのデザイナーでありながら、作家活動も行っている

方で、この方を取り上げます。

ニューアートシーン・イン・いわきは、いわきゆかりの若い作家たちの新しい表現を中心に上げてきている企画です。

その他詳細は、記載のとおりです。

次に、「山口啓介 原(げん)-ききとり」についてですが、山口啓介展につきましては、これまで当美術館が現代美術を集めているという視点から、より規模を拡大して世界中の方々と美術を通じて交流が行われる、新しい価値観をいわき市の中に植え付けていきたいことから、現代美術の中でも将来を嘱望されるような新しい若い世代を取り上げる企画展をしてきたところです。

山口啓介は50代と若いですが、3.11以降たびたびいわきにも足を運び、子どもたちと一緒にワークショップを行うなど様々な活動を行ってきております。

若い作家の新しい表現を紹介するとともに、3.11といういわきにとっても非常に重要な社会的出来事をつなげていくということで、本企画展は大きな意味があるとおもっております。

その他詳細は、記載のとおりです。

文化・スポーツ課長 続きまして、いわき市立草野心平記念文学館 秋の企画展「星新一・星一展」の開催についてであります。星新一は、「ショートショート」と呼ばれる短編の新分野を確立し、日本SF界のパイオニアとして活躍した人物です。

新一の父星一は、現在のいわき市錦町に生まれ星製薬株式会社を設立し、「日本の製薬王」と称された人物です。

本展では、それぞれ果敢に新境地を切り開いて行った二人の足跡をたどるとともに、初公開資料や書斎再現などで新一の作品の魅力を、そして一の活動やいわきとのかかわりを紹介するものです。

その他詳細は、記載のとおりです。

次に、いわき市考古資料館企画展「平成26年度発掘速報展」の開催についてでございます。こちらにつきましては、平成26年度に市内で行われた遺跡の発掘調査や試掘調査および整理・報告書作成成果をいち早く公開・展示し、みなさまに最新のいわきの歴史に触れていただくものでございます。

その他詳細は、記載のとおりです。

教育長 ただいまの説明に対しまして、質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 なければ、次に移ります。

その他(5)次回教育委員会の開催について、教育政策課長お願いします。

教育政策課長 次回の教育委員会は、9月30日水曜日当会場にて行います。なお、時間は明記してございませんが、この日、第3回目の総合教育会議が、11時から12時までの予定で開催されることになっております。

教育委員会はこの前段に開催させていただきたいと思いますが、現在、案件を精査しておりますので、時間は追ってお知らせさせていただきたいと思います。

教育長 以上で、平成27年度第5回教育委員会を閉会いたします。